

第二二者機関に限界

あいまい、処理委の立場

解説 異例と緊迫の中で

あっせんが続いた。頭の反戦系学生による会議場古

は、公害補償あっせんに当たっては、公害補償の第三義務の限界をまささと立たされてきた水俣病患者たちの苦惱を反映していた。「一任」の誓約書があつたにもかかわらず、

何がこのあっせん工作をこうもこじらせ、長引かせたのか。

第一

には補償処理委員会の立場のあ

ままで持ち越すという長時間折衝

は厚相の私的な依頼に基づく委員

会だからとか、法に基づく権限を

持っていないからといった法制

的なあいまいさだけではない。千

種座長は二十三日にほじのあつせ

んが「和解契約」であるとの考え

を述べながら、二十五日には「企

社側のいう和解契約と患者側のい

う損害賠償の折衷案だ」と述べ、

その性格があいまいであることを

自らほのめかしていた。

患者側は「会社の経済を重視

し、その範囲内で配慮しているに

過ぎぬ」と指摘していた。あっせ

ん案提示直後の会社側の打ち合

せ会場から笑い声がもれたこと

は、患者に一層こうした不満をい

ださせたことだろう。委員側は否

定するが、千葉会長が記者会見で

「会社に過失があつたか、法律上

の責任があるか、判定は今後の裁

判で…」と企業責任について法的

な面でも、社会的な面でも判断を

回避してみせたことは、患者に対

する説得力を自ら放棄したともい

えそうだ。

第二は絶対的な低額あっせんた

ったということだろう。患者側は

二十五日深夜「これからですよ」

と上積みさせねば絶対引き受け

ない決意で委員会との折衝の部屋

に消えていった。

患者側の原要求は死亡者三百

万円、生存者年金六十万円、英

国、カナダのサリーディード禍に對

する補償の例を引くまでもなく、

わが国の最近の「いのちの代價」

からみても、必ずしも無謀な要求

とはいえない。「年金最高三十八

万円で生活出来るのか」—怒りよ

りも将来の生活への不安がます被

害者の頭をかすめたという。

だが患者側の力不足もなかつた

ろうか。これが第三の問題ともい

く今まで行動を隠し、かん口

えそろた。あせりー分裂ーメンツ

ー孤立感。報道陣に対してもかた

くななまでに行動を隠し、かん口

令を取かねばならなかつた理由は

何か。それを責めるよりも、患者

たちの置かれてきた実態とその背